

平成27年以降に父母などから 財産の贈与を受けた方へ

平成27年1月1日以降に、直系尊属(父母や祖父母など)から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)、その財産にかかる贈与税は、一般税率ではなく、「**特例税率**」を適用して計算します。

ご存じですか？

贈与税 特例税率

●贈与税の速算表(特例税率)

基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円
300万円超～400万円以下		
400万円超～600万円以下	20%	30万円
600万円超～1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超～1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超～3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超～4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超～	55%	640万円

【参考】一般税率

一般税率	控除額
10%	—
15%	10万円
20%	25万円
30%	65万円
40%	125万円
45%	175万円
50%	250万円
55%	400万円



(←網掛け)
特例税率が該当する区分

速算表の計算方法 (贈与を受けた財産の価額－基礎控除額110万円)×税率－控除額＝税額

●必要書類

特例税率の適用を受け、課税価格が300万円を超える場合

- ・贈与税の申告書
- ・贈与により財産を取得した人の戸籍謄本または抄本
その他の書類(氏名、生年月日及びその贈与者の直系
卑属に該当することを証する書類)

●注意事項

「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択にかかる贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、すべて相続時精算課税が適用されますのでご注意ください。

●滝川税務署 ☎ 22-2191

●国税庁ホームページ 「贈与税申告書作成コーナー」 <https://www.keisan.nta.go.jp>

支えあうまちづくり

あなたの周りに行政サービスを必要としている人はいませんか。その人を「支える」のがあなたが納める税金かもしれません。そして、あなたも立場が変われば「支えられる」人に。困ったときは「お互いさま」。税金はしっかりと納め、支えあう社会を築いていきましょう。

■介護保険係 ☎ 32-2217

利用者負担が3割に引上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。滞納が2年以上続くと、介護保険料をさかのぼって納められなくなりますのでご注意ください。

【2年以上滞納すると】

利用者の全額を滞納者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納分の保険料と相殺されます。

【1年6カ月以上滞納すると】

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請によりあとで給付分が支払われます。

【1年以上滞納すると】

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請によりあとで給付分が支払われます。

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請によりあとで給付分が支払われます。

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請によりあとで給付分が支払われます。

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請によりあとで給付分が支払われます。

介護保険料の納め忘れに注意!

赤平市市税等収納向上対策本部

■納税(付)は口座振替で

一度の手続きで、わざわざ出かける必要がなくなり、納め忘れの心配もありません。ぜひご利用ください。

納期限
2月29日(月)
まで

今月の納税

- 国民健康保険税 **第8期**
- 後期高齢者医療保険料 **第8期**
- 介護保険料 **第6期**

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219